

平成24年度 文部科学省委託事業
ネット安全・安心ぎふフォーラム資料
平成25年1月30日（水）

インターネットトラブル事例集

～ インターネット、ケータイを安全・安心に利用するために～



ネット安全・安心ぎふコンソーシアム

はじめに

パソコンや携帯電話は、うまく使えば大変便利なコミュニケーション手段となりますが、使い方を誤ると、人を傷つけたり、トラブルに巻き込まれたりする恐れがあります。

全国で、インターネットに関わる事件が数多く発生し、岐阜県内においても青少年を含む多くの人々が被害にあっています。

この事例集では、実際に起きたトラブルの中から代表的なものを紹介するとともに、万が一、トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法や、巻き込まれないための予防策も掲載しました。

本冊子を青少年が安全に安心してインターネットを使うことができるよう役立ていただければ幸いです。

CASE 1 出会い系サイト等に係る事件（脅迫など）

CASE 2 個人情報の流出・なりすましによるトラブル

CASE 3 ネット上の誹謗中傷（いじめ）

CASE 4 インターネット上での買い物

CASE 5 迷惑メール・架空請求・ワンクリック詐欺

CASE 6 親名義クレジットカードの無断使用

統計資料

平成23年中のサイバー犯罪110番受理件数（全国）

平成23年中のサイバー犯罪の検挙状況（全国）

平成23年中のサイバー犯罪110番受理件数（岐阜県内）

平成23年中のサイバー犯罪の検挙状況（岐阜県内）

CASE1 出会い系サイト等に係る事件(脅迫など)

事例の概要

- (1) 女子高校生が出会い系サイトで知り合った男性から裸の画像を送るよう要求され、携帯電話で撮影した画像を送ってしまいました。
その後、何度も画像を要求されるようになり、要求を断ると脅迫を受けました。
- (2) 女子高校生がインターネット上で知り合った男性から「付き合いたい」と執拗に迫られたため断ったところ、「付き合わなければ危害を加える」等と脅迫を受けました。
- (3) 女子中学生が、出会い系サイトに援助交際を求める内容の書き込みをし、サイト上で知り合った複数の男性と援助交際をしました。
書き込みをした女子中学生は出会い系サイト規制法違反で検挙され、援助交際相手の男性は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕されました。
※最近では、出会い系サイトだけでなく、コミュニティサイトやスマートフォンのアプリを利用した事例も多く起きています。

こうならないために

- 青少年には、出会い系サイトを見せないようにしましょう。
※アクセス、勧誘メールの開封、書き込み等をさせないことが大切です。
- 出会い系サイトに容易にアクセスできないようにするためにも、青少年が使うパソコンや携帯電話にはフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を利用しましょう。
- 相手に誘われても絶対に会わせないようにしましょう。
※出会い系サイト上でのトラブルにおいては、凶悪犯罪（殺人、誘拐等）に発展する恐れのあるものもあります。
- 児童の裸の写真を提供した場合、未成年者であっても提供した本人が「児童ポルノ提供罪」に問われることがあることや、一度、インターネット上に流出した画像は、コピー等をされてしまうと回収不可能であると認識させましょう。
※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：人同士のつながりをインターネット上で構築するサービス）上で「友達」になり、頻繁にやり取りをすると、親近感を抱き、安易に個人情報などを明かしてしまうことがあるので注意が必要です。

CASE2: 個人情報の流出・なりすましによるトラブル

事例の概要

- (1) 女子中学生がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：人同士のつながりをインターネット上で構築するサービス）上で写真付きの日記をつけていました。SNSのプロフィール欄に学校名や氏名等を掲載していたため、別の掲示板に無断で、女子中学生の画像や住所、氏名、自宅の電話番号などが掲載されてしまいました。
その後、見知らぬ人から電話がかかってくるようになったり、自宅近くで不審な人を見かけるようになりました。
- (2) 女子高校生が他人になりすまされ、知らないうちに顔写真や「恋人募集中」というメッセージ、メールアドレスを掲示板に書き込まれてしまいました。その結果、知らない男性から卑猥な内容のメールが送られてくるようになりました。

こんな時は・・・

- 直ちにサイトの管理者やプロバイダ（インターネット接続業者）等に連絡して、書き込みの削除を依頼しましょう。
※事例2については、メールアドレスを変更することも考えましょう。
- 最寄りの警察署や法務局等へ相談しましょう。
※相談する際には、具体的な誹謗中傷等を受けた画面を保存し持参するなど証拠となるものを用意しましょう。

こうならないために

- 青少年に、SNSやプロフ（自己紹介サイト）等は、自分の友人だけでなく、様々な人から見られる可能性があることを認識させることが大切です。
その上で、インターネット上には安易に個人情報を掲載させないようにしましょう。
※住所、氏名、電話番号等の記入が必須条件となっているアンケート等は、特に注意する必要があります。
- ※携帯電話によっては、写真を撮った場所の位置情報を記録する機能が付いているものがあります。位置情報が記録された写真をSNS上に掲載すると、いつ、どこにいたのか見知らぬ人に知られてしまうので注意が必要です。

CASE3: ネット上の誹謗中傷(いじめ)

事例の概要

- (1) 男子高校生が、自分の知らないところでインターネット上の掲示板（学校裏サイト）に、複数の人から誹謗中傷する書き込みをされました。
- (2) 男子中学生が友人とグループをつくり、アプリを利用し連絡を取り合っていました。ふとしたことでけんかをしました。それ以降、その生徒は、掲示板に悪口を書き込まれたり、仲間外れにされました。

こんな時は・・・

- 直ちにサイトの管理者やプロバイダ（インターネット接続業者）等に連絡して、書き込みの削除を依頼しましょう。
- 最寄りの警察署や法務局等へ相談しましょう。
※相談する際には、具体的な誹謗中傷等を受けた画面を保存し持参するなど証拠となるものを用意しましょう。

こうならないために

- 青少年に、情報モラルやインターネットを利用する上でのマナーを身に付けさせましょう。
- インターネット上（SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：人同士のつながりをインターネット上で構築するサービス）や掲示板）への書き込みは、不特定多数の人が閲覧できることや、調べれば誰が書き込みしたのか特定できることを理解させましょう。
- インターネット上に誹謗中傷等を書き込むことは、相手を不快な気持ちにさせるだけでなく、「侮辱罪」や「名誉棄損罪」などの罪に問われることがあることを認識させましょう。

CASE4: インターネット上での買い物

事例の概要

- (1) 女子高校生が、インターネット上の掲示板に「コンサートチケット売ります」という書き込みを見つけ、メールで連絡をとり代金を振り込みました。しかし、振込後、チケットが届くことはなく、コンサートも終わってしまいました。
- (2) 男子高校生が、インターネットオークションを利用してDVDを落札し、代金を振り込みました。数日後、商品が届き、中を確認したところ不良品であったため、出品者に返品の意味を伝えました。一度は、返品に同意してもらえましたが、その後、出品者と連絡がつかなくなりました。

こんな時は・・・

- 電話、メール、はがき等、様々な手段で連絡を試みましょう。
※相手の氏名や住所が分かるのであれば、内容証明郵便等で催告を行うこともできます。
- 連絡が取れなければ、詐欺の可能性が高いため、最寄りの警察署や消費生活相談機関等に相談しましょう。
- 被害者が未成年者であれば保護者の訴えにより、「未成年者契約の取消し」ができることもあります。
※ただし、購入したものが小遣い程度の品物である場合やサイトの規約に違反し虚偽の年齢認証を行った場合等には取消することができない場合もあります。

こうならないために

- インターネットオークションはあくまでも個人間取引でありリスクの高い行為です。物を購入する際には、取引相手が信頼できるかを確認し、少しでも不審に思ったら購入を控えましょう。
※人気の品や希少な品が通常に比べ安すぎる場合や必要以上に入金を迫ってくる場合等は、特に注意しましょう。
- ※最近では、毎回の入札に手数料が必要で、落札できなくても入札した回数に応じた手数料を支払わなければならない「ペニーオークション」でのトラブルも多くなっています。インターネット上のオークションに参加する場合には、事前にシステムを理解し、トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

CASE5: 迷惑メール・架空請求・ワンクリック詐欺

事例の概要

- (1) 女子高校生が、携帯電話からWEBサイト上に会員登録し、買い物をしたところ、出会い系サイトの勧誘メールが大量に届くようになりました。
- (2) 中学生が所持していた携帯電話に、ある日突然、身に覚えのない料金請求のメールが送られてきました。
- (3) 男子高校生が、画面をよく確認せずに年齢確認やダウンロードを行うページに進んだところ、「会員登録が完了しました」と表示され、料金を支払うよう請求されました。
- (4) 小学生が、親のスマートフォンを使ってアダルトサイトを閲覧し、年齢認証のボタンを押したところ、登録の画面になってしまい、高額な登録料を請求されました。

こんな時は・・・

- 迷惑メールや架空請求メールは、無視し連絡を取らないようにしましょう。
 - ※メールが執拗に送られてくるのであれば、メールアドレスを変更することも考えましょう。
 - ※安易に連絡をしてしまうことで、氏名、住所、電話番号等の個人情報が相手に伝わってしまいます。
 - ※なお、電子商取引においては、確認画面で契約内容について同意しなければ契約は成立しません。また、住所や氏名を相手に伝えていなければ、個人が特定されることもありません。
- 執拗な迷惑メールについては「迷惑メール相談センターや、財団法人日本産業協会」あてに送信する方法もあります。【下記URLを参照】
 - ・「迷惑メール相談センター」 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/ihan/>
 - ・「財団法人日本産業協会」 <http://www.nissankyo.or.jp/>
- ※送信された情報は、メール送信方法の改善を命じる措置命令や電気通信事業者による送信防止対策等に活用されます。

こうならないために

- ホームページや掲示板等のインターネット上でメールアドレス等を公開させないようにしましょう。
- 複雑なメールアドレスやパスワードを使用しましょう。
 - ※生年月日や電話番号など推測されやすいものは控えましょう。また、英字と数字を組み合わせるなど安易に推測されない工夫をしましょう。
- 迷惑メール等によるトラブルを防ぐためにも、ウィルス対策ソフトやスパムメール対策ソフトを利用しましょう。

CASE6: 親名義クレジットカードの無断使用

事例の概要

(1) 男子小学生が携帯オンラインゲームをするために、親名義のクレジットカードを無断で使用した結果、後日、高額な請求書が送られてきました。

こんな時は・・・

○クレジットカードを使用したのが未成年者であれば、保護者の訴えにより、「未成年者契約の取消し」ができることもあります。

※ただし、購入したものが小遣い程度の品物である場合やサイトの規約に違反し虚偽の年齢認証を行った場合等には取消すことができない場合もあります。

○個々の状況により対応方法が異なるため、最寄りの消費生活相談機関等へ相談しましょう。

※岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

こうならないために

○クレジットカードの管理を徹底しましょう。

※保管場所、パスワード等は子どもに推測されにくい工夫をしましょう。

○子どもがオンラインゲームを利用する場合には、あらかじめルールを決めておきましょう。

※例1：ゲームをダウンロードする際には、必ず親に相談する。

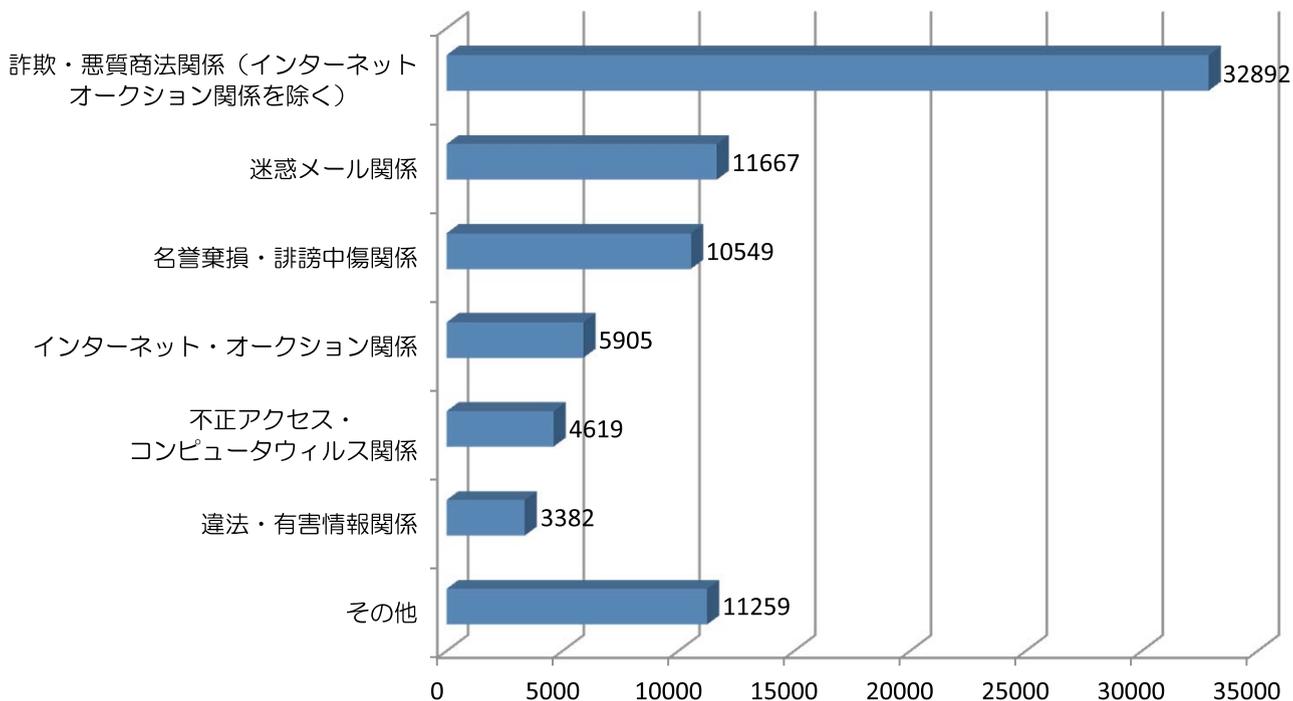
※例2：お金のかからない範囲をきちんと把握し、毎月の利用額の上限を決めその範囲で利用する。

○青少年に、インターネット上でのクレジット決済は、本物の「お金」での支払いと同様であるという認識を持たせましょう。

※インターネット上のクレジットカード決済は、一度番号を入力するとその後は、簡単な認証のみで利用できるものがあります。安易にクレジットカード決済を利用せず、また、子ども任せにするのではなく、利用する前には、保護者がその仕組みをよく理解しておくことが大切です。

統計資料

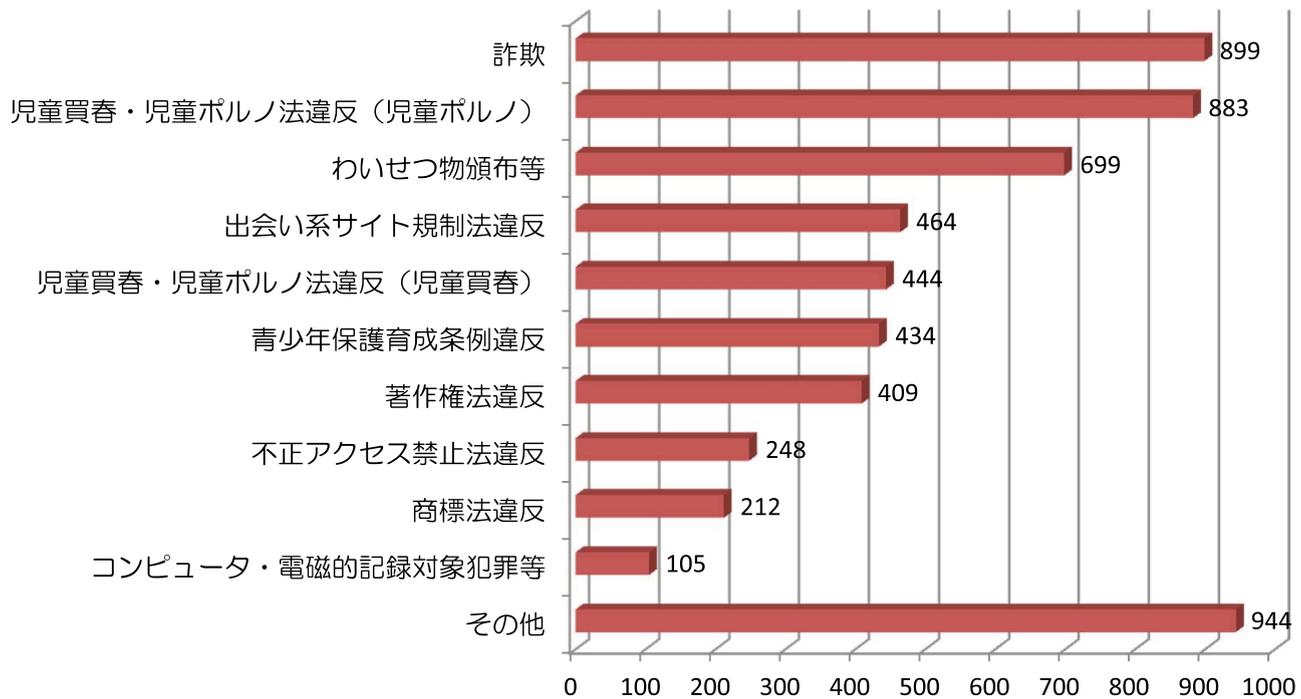
平成23年中のサイバー犯罪110番受理件数(全国)



(出典) 警察庁「平成23年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況等について」

(件)

平成23年中のサイバー犯罪の検挙状況(全国)

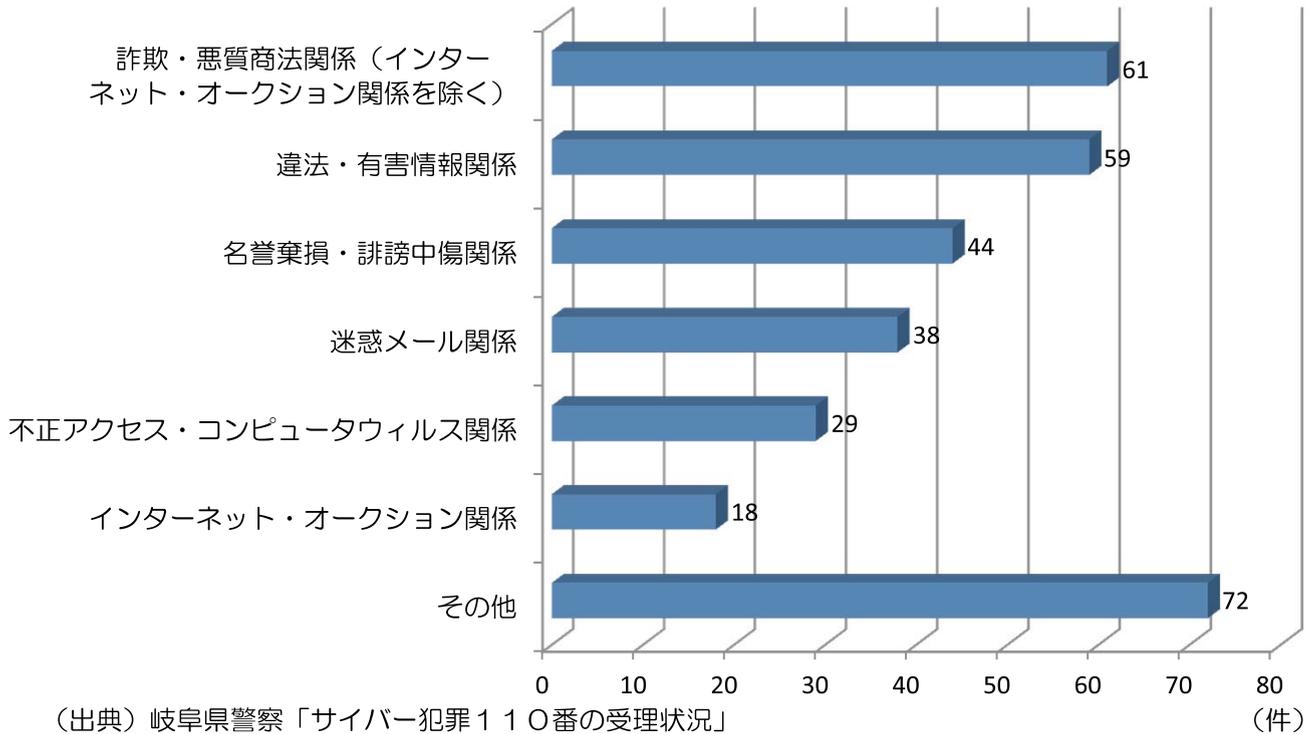


(出典) 警察庁「平成23年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況等について」

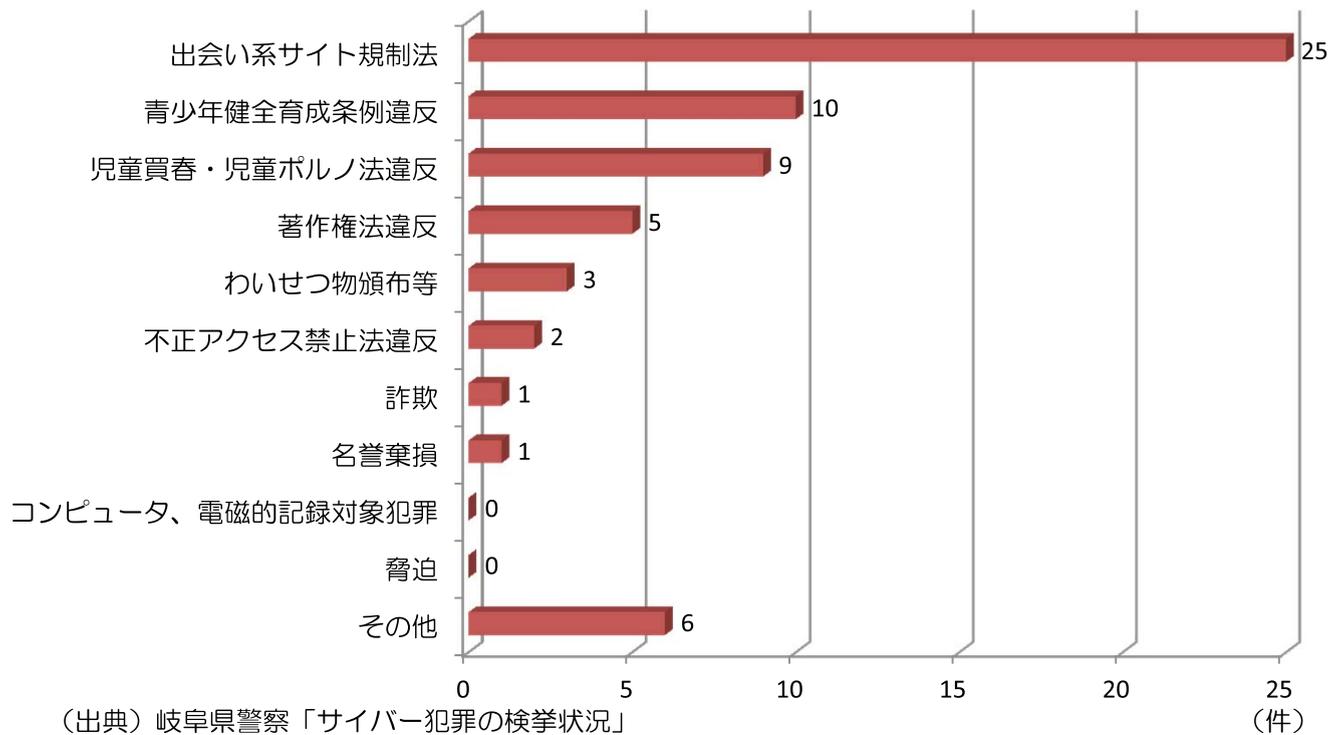
(件)

統計資料

平成23年中のサイバー犯罪110番受理件数(岐阜県内)



平成23年中のサイバー犯罪の検挙状況(岐阜県内)



トラブルに巻き込まれたときは・・・

被害を拡大させないためにも早期に適切な対処をすることが大切です。

関係機関の連絡先、ホームページ

■ 誹謗中傷や犯罪などに巻き込まれた・・・

(犯罪被害の未然防止や安全・平穩に関する相談・要望・意見等)

○岐阜県警察「警察安全相談室」

電話 058-272-9110(プッシュ回線・携帯電話からは#9110)

○違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>

○緊急に対応が必要な場合は、警察に「110」番通報

■ 架空請求・悪質商法などの被害を受けた・・・

○岐阜県 県民生活相談センター

電話 058-277-1003

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/seikatsu-sodan/>

■ 人権を侵害されたと思われるとき・・・

○法務省インターネット人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■ 違法・有害情報を通報したい・・・

○インターネット・ホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

■ 子どもたちへの指導の資料がほしい・・・

○岐阜県総合教育センター情報モラル関係資料

<http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/newpage1.htm>

ネット安全・安心ぎふコンソーシアムでは、学校・PTA・地域団体等主催のケータイ利用に関する研修会に、講師を無料派遣しています。県民のみなさまからの申し込みをお待ちしています。詳しくは、次のサイトをご覧ください。

<http://www.ip.mirai.ne.jp/~g-ikusei/consortium/>

ぎふコンソーシアム

で検索



岐阜県環境生活部 男女参画青少年課内
公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議
ネット安全・安心ぎふコンソーシアム事務局
TEL 058-272-8238 E-mail g-ikusei@ip.mirai.ne.jp